

## 政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会

1 日時 平成21年2月24日（火）10時00分から12時00分

2 場所 中央合同庁舎第2号館 第3特別会議室

3 出席者

(独立行政法人評価分科会所属委員)

富田俊基独立行政法人評価分科会長、樫谷隆夫独立行政法人評価分科会長代理（※）、黒田玲子委員、森泉陽子委員、縣公一郎（※）、浅羽隆史、荒張健（※）、岡本義朗（※）、梶川融（※）、河野正男、河村小百合、黒田壽二、鈴木豊、高木佳子、田淵雪子（※）、玉井克哉、宮本幸始、山本清（※）の各臨時委員

（※）を付した委員については、審議の一部に参画していない。

(総務省)

関有一行政評価局長、渡会修官房審議官、新井豊行政評価局総務課長、白岩俊評価監視官、菅原希評価監視官、岩田博調査官、細川則明調査官

4 議題

- (1) 平成20年度末に中期目標期間が終了する法人の新中期目標（案）等について
- (2) 役員の退職金に係る業績勘案率について
- (3) 今後の業績勘案率の取組について
- (4) 独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点について

5 配布資料

資料1 平成20年度末に中期目標期間が終了する15法人の新中期目標（案）等の検討状況

資料2-1 各府省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

資料2-2 外務省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

資料2-3 農林水産省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

資料2-4 経済産業省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

- 資料 2-5 環境省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について
- 資料 3-1 独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について（平成15年12月19日閣議決定）
- 資料 3-2 役員退職金に係る業績勘案率に関する方針（平成16年7月23日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）
- 資料 4 独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点（骨子案）

【富田分科会長】 おはようございます。時間になりましたので、ただいまから、政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会を開会いたします。

初めに、御報告事項であります。去る1月23日、当委員会の委員の改選等が行われました。これを受けて1月30日に開催いたしました政策評価・独立行政法人評価委員会において、大橋前委員長の後任として新たに岡委員が新委員長に就任され、岡新委員長から私に対し、引き続き委員長代理及び独立行政法人評価分科会長の御指名をいただきましたことを御報告いたします。

また、新任の臨時委員として荒張健さんが就任され、委員長の指名により、独立行政法人評価分科会、当分科会に所属されることとなりましたこともあわせて御報告いたします。

本日は、荒張委員に御出席をいただいておりますので、一言ごあいさつをいただければと存じます。

【荒張臨時委員】 皆様、おはようございます。ただいま御紹介にあずかりました公認会計士の荒張と申します。現在、監査法人で独立行政法人や国立大学法人の会計監査に従事しておりますが、このたび評価という幅広い視点で、また勉強させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

【富田分科会長】 どうぞよろしく願いいたします。

また、分科会長代理につきましては分科会長が指名することとなっておりますので、引き続き榎谷委員にお願いすることといたします。榎谷委員、どうぞよろしく願いいたします。

さて、本日も議事は盛りだくさんでございます。まず、「平成20年度末に中期目標期間が終了する法人の新中期目標（案）等」及び「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」、そして「役員の退職金に係る業績勘案率」について、事務局より説明を受け、御審議を願います。

それでは、まず平成20年度末に中期目標期間が終了する法人の新中期目標（案）につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

【白岩評価監視官】 御説明させていただきます。資料1を御覧ください。こちらに今回の対象法人の一覧が整理されております。20年度末に中期目標の期間が終了する法人がここに網羅されておりますが、法人名のところにそれぞれ丸囲みの数字を付してございます。御案内のとおり、この事務事業の見直しは前倒しを整理合理化計画の策定に伴いまして行ったところでございまして、今年度中に見直したわけではございません。そこで、そ

の後の事情の変更等も踏まえながら、どういう論点があるかということをチェックした上で、各ワーキングで御議論いただいたところでございます。

それでは、内容について御説明させていただきます。

私が担当いたしますのは第1ワーキング及び第2ワーキングでございますが、第1ワーキングが担当しております総務省、外務省、それから農水省については、中期目標の策定は今年度についてはございません。

第2ワーキングでは、財務省、これもございません。残り経済産業省と環境省について、資料1の1ページにあるような中期目標の策定がなされております。

総じて申しますと、「勧告の方向性」をおおむね踏襲してというか、踏まえて、適正に中期目標が策定されているということが申し上げますが、日本貿易保険につきましては、整理合理化計画の中で独立行政法人から特殊会社へ移行するというのを踏まえて、それに向けての検討が進んでいると、そして中期目標の期間は前回と異なりまして、そのようなことも踏まえてのことと思われませんが、3年間となっております。その中で、民間への業務の委託等について積極的に進めるという従来からの方針はそのまま踏襲した目標が書かれております。

次に中小企業基盤整備機構でございますが、「勧告の方向性」の反映状況については、おおむねということ是不変なのですが、若干経済環境というか、景気の状態の変化に応じて政策がいろいろ出てきているところから、その整合性、どのようになっているのか等を現在さらにチェックをしております。ワーキングでさらに注視をするという結論になっております。

環境再生保全機構についてもおおむね同様なんですけど、ただ、もともとこれはワーキングにおきまして、この法人がさまざまな政策を持っておると、そのさまざまな政策につきまして、政策目的を踏まえた目標設定がなされて評価がなされているのかという点につきまして、若干評価書の中で明確でない等の議論が既にございました。そのようなことを踏まえて、今回のワーキングでも、この目標を見ますと、政策目的との関係、位置づけ等がはっきりしない点があるのではないかと、そういうところの整理をする必要があるのではないかと御意見を賜っておりますので、今、所管の環境省との間で、その辺の調整等をさらに進めるように事務方としては努力しているところでございます。

私のところからは以上でございます。

【菅原評価監視官】 次のページをおめくりいただきまして、第3ワーキングの関係で

ございます。第3ワーキングは文部科学省の関係法人でございますけれども、まず、一番上の日本学生支援機構でございますが、「勧告の方向性」では、奨学金貸与事業における回収の強化等ということで、民間有識者の下で回収方策を検討して実施せよと、それから新規返還者のみならず、総回収率についても具体的な目標を設定しなさいというようなことを指摘してございましたけれども、これらについては中期目標に盛り込まれております。しかしながら、総回収率が82%という目標で出てきておまして、これが意味するところがどういうことなのかというところは引き続き精査をしてみたいと考えております。

それから、2つ目の国際交流会館の老朽化施設の順次廃止ということでございますが、これにつきましては、次期中期目標期間中に耐用年数が経過する施設というものがないということから、中期目標においては中長期的な方針及び取組を検討するといった記載になってございます。

学生支援機構につきましては、ワーキングで御説明した際にかなりペンディングとなっている事項もございましたので、これについては引き続き文科省に照会したいと思っております。

次に海洋研究開発機構でございますけれども、これにつきましては、1つ目として、「深海地球ドリリング計画」の進行管理の徹底という指摘をしておまして、これについては中期目標に盛り込まれております。

2つ目に、「地球シミュレータ」の更新経費の抑制、運用経費の低減ということでございまして、これにつきましては20年度に既に更新をいたしております。文科省の試算によりますと、今後6年間で437億円の運用経費の低減効果があるということでございます。

その他としまして、整理合理化計画におきまして、防災科学研究所と統合することとされておまして、法案を今国会に提出をいたしております。

3番目の国立高等専門学校機構でございますけれども、これにつきましては、学校の配置の在り方の見直し、専攻科の見直しという指摘をしておまして、これにつきましては中教審答申を踏まえて対応をしているということでございます。学校につきましては、宮城、富山、香川、熊本の4地区にあるそれぞれ2つの高専を1つの高専に統合するというおこととしておまして、このための法案が今国会に提出されてございます。

2つ目としまして、外部資金の積極的な獲得ということを指摘しておりますが、これについては中期目標に盛り込まれてございます。

それから4つ目の法人であります大学評価・学位授与機構でございますけれども、ここ

につきましては、認証評価業務に関しまして、民間での対応が可能なものから順次廃止、休止をしろと、それから、原則手数料収入で必要な経費を賄うべきだという指摘をしております。

また、学位授与業務に関しましても、経費の削減といった指摘をしておりますが、これらについてはいずれも中期目標に盛り込まれておるところでございます。

また、学位授与機構は整理合理化計画におきまして、その下の国立大学財務・経営センターと統合することになっておりまして、このための法案が提出されているところでございます。

5つ目の国立大学財務・経営センターでございますが、これにつきましては、法人の機能を融資等業務に特化して、他業務を廃止しなさいという指摘をいたしてございましたが、セミナー研修事業、キャンパス・イノベーションセンターの管理運営、それから寄附金の受け入れ、配分等につきましては20年度末までに廃止をしております。その他の業務につきましても融資等業務に密接に関連した業務に特化するということで、中期目標には盛り込まれているところでございます。

一番最後のメディア教育開発センターでございますが、これにつきましては20年度末に廃止をするということで、そのための法案が提出されているところでございます。

まためくっていただきまして、4ページ目でございます。第4ワーキングは国土交通省関係でございます。

まず1つ目に都市再生機構でございますが、これにつきましては1つ目のところで、都市再生事業に関しまして、機構が実施・参画する事業というのはどういうものなのか、そのための基準を策定しなさいと、それから、実際に参加する場合にはその基準に適合しているかどうかということを検証した上で、事業評価委員会にその検証結果を報告して評価を受けてくださいという指摘をいたしております。

それから、また2つ目に、賃貸住宅に関しまして、住宅確保要配慮者、高齢者でありますとか、子育て世帯でございますけれども、ここに向けた住宅供給に重点化をしなさいということ、それから、賃貸住宅の削減目標、あるいは団地ごとの建てかえ、リニューアル、規模縮小等の方向性を明確にした再編計画を策定しなさいということ指摘をしております。これらにつきましては、策定しろと言われた基準や計画については既に策定をしております、それ以外につきましても中期目標に盛り込まれているところでございます。

それから3番目と4番目は関連法人に関する指摘でございますが、1つ目として、随意

契約により委託している業務については、原則すべて競争性のある契約方式へ移行しなさいと、2つ目はUR営業センターの業務については、民間競争入札を導入しなさいと、3つ目に、財団法人住宅管理協会の組織形態の見直しをしなさいという指摘でございますが、これらについては、いずれも新中期目標に盛り込まれているところでございます。

それから、国土交通省の2つ目の奄美群島振興開発基金でございますけれども、この法人につきましてはもともと5年間の時限の法人ということでございまして、通則法35条の規定が適用除外ということになってございます。しかしながら、平成18年のときに融資等業務の見直しがございまして、その際に「勧告の方向性」に準じた意見という形で通知をいたしてございます。この法人につきましては、5年間で、本年度末で法律が失効するという予定でございましたけれども、さらに5年間延長をするための法案が提出されてございます。まだ中期目標案はできておりませんので、これは今後ワーキンググループで御議論いただく予定にいたしております。

それから、次のページへ行っていただきまして、5ワーキングの関係でございます。1つ目は、内閣府の沖縄科学技術研究基盤整備機構でございまして、ここは大学院大学の設置準備をいたしている法人でございまして、ここにつきましては、今国会に大学院大学の設置主体となる学校法人を設立するための法案が提出予定でございまして、その設置主体となる学校法人が設立されたときに、この機構は解散をするということになってございます。したがって、開学が平成24年度を目標にしておりますので、中期目標期間としては21年度から23年度までの3年間ということになってございます。「勧告の方向性」で指摘されました事柄については、新中期目標に反映されていると考えてございます。

それから、次の厚生労働省の労働者健康福祉機構でございますけれども、まず1点目は労災病院につきまして、次期中期目標期間の開始後2年程度を目途に、個々の労災病院ごとに経営状況等を総合的に検証して、必要な措置を講じなさいということを指摘いたしております。それから2つ目に、次期中期目標期間終了時までには、厚生労働省所管の独法が運営する病院全体を通じて、病院配置の再編成を含む総合的な検討を行いなさいという指摘をしておりますが、これらについては中期目標に反映されてございまして、特に、後段のほうにつきましては検討主体が厚労省でございまして、それに必要な協力を行うという形で盛り込まれているところでございます。

それから、2つ目の海外勤務健康管理センター等の業務の廃止につきましては、平成21年度までに廃止するというところで盛り込まれてございます。

3つ目の産業保健推進センターの業務の集約化及び効率化についても、指摘どおりの内容となっております。

4つ目に、労働安全衛生総合研究所との業務の一体的実施という指摘をいたしてございますが、これにつきましては整理合理化計画で統合するということが決まっております、中期目標においては統合メリットが発揮できるよう一体的な実施について検討するという記載になってございます。

最後のページでございます。国立病院機構につきましては、最初の1つ目は労災病院のところと同様の内容でございます、新中期目標にも同様に記載をされてございます。

2つ目に、監査体制の検証を行い、必要な措置を講じなさいという指摘をいたしておりますが、これにつきましては、平成20年4月から、これまでの非常勤2名体制から1人を常勤化したということでございます。

それから3点目の非公務員化につきましては、平成20年度中に検証しなさいという指摘をしてございますが、これにつきましては今のところまだ検証中ということで、結論は出ておりません。しかしながら、ナショナルセンターが非公務員型の独法として既に法案が成立しているということもあって、厚労省から、そこは御心配なきようにというようなお話を聞いてございます。

最後に、医薬品医療機器総合機構でございます。ここは、1つ目のところは医薬品のいわゆるドラッグ・ラグを平成23年度に解消するという目標に向けて、工程表の作成、その進捗状況の評価・検証を行いなさいということをご指摘いたしておりましたが、これについては中期目標に盛り込まれてございます。

それから、2点目の医療機器のデバイス・ラグですけれども、これについては現状把握、原因分析結果を踏まえて必要な措置を講じなさいという指摘をいたしておりますが、これにつきましてもアクションプログラムが策定されておまして、19カ月短縮するという目標の下に取組を行うという旨の記載が中期目標等に行われているところでございます。

以上、説明はこれですべてでございます。

【富田分科会長】      ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等がございましたら、どなたからでもお願いいたします。どうぞ、河村委員。

【河村臨時委員】      1点確認をお願いしたいんですが、文科省の日本学生支援機構のところで、奨学金貸与事業の総回収率の御説明があったんですが、82%で、精査というふう



に伺ったんですけれども、この話は別に当委員会だけでなく、ほかのところからもかなりいろいろ指摘がこの機構に対して来ているようですし、かなり世論の関心も高いところだと思いますので、その82%を精査というのはどういう方向で検討されているのかをもう少し詳しくお伺いできればと思います。

【富田分科会長】 事務局、お願いします。

【菅原評価監視官】 ワーキンググループで御指摘いただきましたのは、もともと現在は79.7%というのが総回収率でございます、それにつきましては今の中期目標期間中には回収率の目標がないと、それについて目標を設定することというのが「勧告の方向性」で指摘した内容でございます。その79.7%を82%にするというのは、文科省の説明によりますと、年平均0.5%以上の向上を目指すんだということでございますが、では、残りの18%というものは一体何なんだというようなところが議論になりまして、これについては中身をよく、つまり分母、分子の関係を事務局としてよく精査をした上で、ワーキンググループに報告をせよという宿題を頂いているものと理解をいたしております。

【富田分科会長】 よろしいですか。

【河村臨時委員】 あと1点、特に現在の実績の79.7%に対して82%というところに対する議論はないということですか。確かに中期目標の限られた期間の中でどこまで引き上げることができるのかという問題もありますが、世論の受けとめ方からすれば、かなり絶対的なレベルが低いわけですから、そこをどういうふうに、もうちょっと向上を促すかとかいったところをもう少し工夫して文科省にも御検討いただくように言ってもいいのではないかなという気が個人的にはいたしますが。

【菅原評価監視官】 御指摘も踏まえまして、まずはその82%の意味するところが事務局としても説明ができるような状況になかったものですから、まずそれについてよく中身を聴いた上で、ただいま頂きました御指摘も踏まえて対応したいと思っております。

【富田分科会長】 どうぞ。

【縣臨時委員】 そのことで、82%という数字を相対化する相手側の何か参考になる比率というのは何をを使うべきなんですか。82%の回収率ということが相対的にどういう意味を持つかということについて、比較対照する相手の数値というのは何になるのかを教えてくださいませんか。例えばほかの、これは今、金融機能について議論しているわけですから、金融機能をほかに持っている組織が幾つかあります。銀行を例えば相手にしていいのかわからないので伺っているわけですが、その82%というものの意味するところを考える上で

は、何かと比較しなければいけないわけで、そうすると、比較する数字というのは何を取り上げるべきかということをお伺っております。

**【菅原評価監視官】** 文科省から、特にどれと比べて何がこれぐらい違うからこの率なんですという説明を今のところは受けているわけではございませんで、現在が79.7%だと、これではいかんので努力をしますと、努力はするけれども、それが毎年0.5%上積みしていくということを前提にして82%という数字をはじき出したという説明でございまして、それでは、それで十分なのかどうかということが、まさに、ただいまの河村先生のお話もございまして、今の縣先生のように、ほかと比べてどうなのかという観点からも、今のところ説明を受けておりませんので、それも踏まえて対応したいと考えております。

**【縣臨時委員】** あるいはワーキンググループ自体で判断されるときに、何をもって判断されるのかということも意味しているわけですが、文科側がそれを弁明するために使うということではなくて、本委員会としても何をもってそれを判断するかという点が、私としては分かりません。監視官御自身だけではなくて、どなたか、これは何をもって考えるべきか教えていただきたいということです。

**【富田分科会長】** これはまだ、文科省からこういう案が出てきているというものでして、この82%を我々としてどうのこうのということではなしに、まず、その82%の意味が何なのかということ、ワーキンググループでそういう疑問を呈したわけであり、とりわけこれまでのトレンドとして、毎年0.5%ずつぐらい回収率が上がればいいやというものがあるとすれば、新しい回収の強化策が打たれたにもかかわらず、これは一体どういう施策の効果を盛り込んでいるかということになる。

それと、今、縣委員が御指摘のとおり、82%とは一体何なのかと、例えば金融機関におきます延滞債権の比率等との関係とか、そういうことも不明確であると、だから、不明確なことが多いものをそのまま目標としていいのだろうかという問題をワーキンググループにおいても指摘いたしまして、その点について事務局が文科省側に対して質問を投げかけるというのが今のプロセスであるという、今日はこうした中間経過の報告だということです。事務局、それでよろしいですか。

どうぞ、宮本委員。

**【宮本臨時委員】** 第3ワーキングにおります宮本でございます。今、言われたとおりですけれども、第3ワーキングで議論いたしましたのは、まず回収率と称しているものの定義が明確でないと議論がきちんとできないので、定義をしっかりとくださいという点、

もう1つは、それが分かった上で、本来あるべき目標というのは、先ほど言われましたベンチマークを含めて、何が本来あるべき目標であって、それに対して当面到達できる目標として、例えば82%があるのかどうかという点、その2点において確認ができていないので、これを今、至急事務局に確認をお願いしていると、そういう状況だと認識しております。

【富田分科会長】 ほかにいかがでございましょうか。どうぞ、榎谷委員。

【榎谷委員】 基本的に、ここに書かれていることではないんですが、新しく中期目標期間が始まる時に、具体性が必要なので、「努める」とか「頑張る」みたいな言葉は、やむを得ないものもあるかも分かりませんが、それは厳しくチェックしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【富田分科会長】 どうぞ、岡本委員。

【岡本臨時委員】 ちょっと遅れて来たので、言及があったかもしれませんが、2点ばかり。私自身は第2ワーキングに所属しておりますが、日本貿易保険なんです、こちらにありますように、問題にというか、指摘をさせていただきたい事項は、一昨年になりますか、整理合理化計画で全額政府出資の特殊会社に移行するということが政府決定されているわけです。今回の国会ですか、法案が提出されているんですが、何を申し上げたいかと申しますと、これは株式会社に移行することなんです、持ち株が100%政府出資だということで、単純に言えば、市場の規制というか、統制がかからない可能性がある。他方で、独立行政法人の枠組みから外れてしまいますと、従来、例えば主務省の評価委員会、あるいは我々の政独委のチェック機能があったわけですが、これもかからないというおそれがあると第2ワーキングで指摘させていただきまして、それをどういうふうにガバナンスといいますか、そういうチェック機能を今後この日本貿易保険がやられるであろう業務において検討していくのかも、やっぱりこれはやっていく必要があるだろうということで、独立行政法人の枠組みから外れるかもしれませんが、そういうチェック機能がすり抜けといいたいでしょうか、ざるにならないように、ちゃんとやっていただきたいということは申し上げたということを申し上げておきたいと思っております。

それと、似たような観点ではないんですが、ちょっと気になるのは奄美群島振興開発基金なんですけれども、こちらは法律があって、平成21年3月31日限りで失効する予定であった法律が、今回延長すると。私は経緯はよく知らないのですが、形式論だけになるのかもしれませんが、当初予定された法律があって、それに基づいて、それを根拠にした独立行政

法人だったんですが、また延長されて、実質、何が変わるのでしょうかということなんです。根拠法が、当初、失効する予定だったので、通常の独立行政法人の枠組みと違って、例えば通則法35条は適用されませんと、適用されなくても意見が述べられるから同じじゃないかということはあるのかもしれませんが、こういう根拠法が、何ていんでしょうか、主務省側の意向で延びていくと、他方、そちらのチェックに対しては政独委といたしますか、この独法の枠組みではなかなかできない枠組みになっているんじゃないかという気がしております、この辺はどう考えたらいいのかなということは私はちょっと疑問でございまして、やっぱりこういう、政策的な意思決定がそこで変わってしまいますと、独立行政法人の性格が変わる可能性もありますので、そういうことはやはりチェックをしていく必要があるのではないかという、これはあくまでも感想めいた意見ですけれども、申し上げたいと思うということでございます。

【富田分科会長】 ありがとうございます。今、2点、岡本委員から指摘があったんですけれども、特殊会社化の問題、そして根拠法自体の変更に伴う独立行政法人の評価の枠組がそれによって弱体化するのではないかということについての御指摘なわけですけれども、事務局より何かございませんか。

【白岩評価監視官】 ともに重要なポイントであるとともに、独法評価の本来の枠組みの若干周辺部分であるので、なかなか料理の難しい分野であろうと私も思っております。ただ、先生からの御指摘がございましたので、まず1つの貿易保険については、ワーキンググループの場合でも、今後法案の策定過程が進む際に、情報を集めながら、適正な立案が行われるように、この事務局としても、あるいは委員会としても働きかけるようなことができないかということその場ではお答えしたところであります。実はNACCSというところが既にそういう特殊会社化をしたんですが、その際の法案策定過程におきましても、省庁はこの委員会の意見を、言われたことをかなり<sup>そんたく</sup>付度していただけたと私どもは考えておりました、貿易保険においてもそのようなことが期待できるのではないか、そのような働きかけをやりたいなということだと思っております。

それから奄美群島基金については、これは若干法律の立て方の問題、技術的な問題というお話もありましたが、そういう側面もあることはあるわけでございます。いずれにせよ、法律を延長する際に、主務省が特別措置法上、この奄美群島の特別措置という政策があつて、この政策が目的をまだ未達成である等の事情で、まずその法律を延長するという場合には、その法律に基づいてつくられた独立行政法人が自動的に延命というか、延長される

という形になる、これは法律技術的に若干そういう形になるということでございます。

岡本委員の御指摘は、その際に変質等がないかどうか、十分チェックしなければならないという御指摘だと思いますので、基本的には中期目標の策定は法律が通らないと、つまり国会の意思決定がなされないと、その段階には入らない、法的にはそういうものだと思いますが、では、その前の段階でどれだけちゃんとした注視をしていけるかということで、実は平成18年度の事務事業の見直しの際に、準ずる意見という形で提出させていただいているところがございます。したがって、私どもとしてみれば、法制度が当初予定していなかったことはできませんが、予定している範囲内でほかのものと準ずるものの効果を上げていくという形でやるということしかないのかなと私は思っております。

【富田分科会長】 事務局より冒頭に独法評価の周辺部分だという表現があったので、えらい姿勢が引けているなと思ったんですけれども、あとの御説明はしっかりとこうした組織なり、法律の変更にもかかわらず、やはり与えられた業務が効率的に執行できるよう十分注視しているということでありましたので、岡本委員、いかがですか。

【岡本臨時委員】 いや、結構でございます。

【富田分科会長】 ほかにいかがでございましょうか。どうぞ、河村委員。

【河村臨時委員】 先ほどのところに話が戻ってしまうんですが、学生支援機構のところで、相対的に比較の対象がとかというお話がありましたので、比較するとすれば、民間もこういう教育ローンみたいなことをやっておりますよね。ですから、そこでデータが出てくるかどうかは分かりませんが、そこでどの程度の貸し倒れ率というか、回収率になっているかは分かりませんが、まず間違いなく言えることは、仮にこの程度の回収率しか確保できないのであれば、相当な利息を取らないと、もう全然融資が民間の場合であれば、回らないということは間違いのないことだと思います。ただ、これは政策金融としてやっていらっしゃるわけで、借りた学生さんの側にもいろいろな事情の方がおられて、でも、そういうことにも配慮しながらやることに政策金融の意味があるということは分かるんですけれども、でも世間で今、問題にされているのは、いろいろな事情の方があって、国として配慮しなきゃいけないようなケースもそれは当然あるでしょうけれども、どうもそういうケースばかりではないんじゃないかと、卒業した後の把握が不十分であって、何かちょっと言葉があまりよくならないですが、本当に逃げた者勝ち的になっているようなところがないか、国の財政がこれだけ厳しい中で、そういうことを許していいのかという問題意識が本当にあって、あちこちから指摘も出て、当委員会でも指摘をし、世論

の注目もそれなりにあって、記事がいろいろ出たりとかしておりますよね。ですから、その82%がどうかというようなことを御検討される際に、相対的な比較ということも1つの手ではありますが、仮に、今の金利面での条件で貸していったら、この回収率だったら、追加的にいかほどの財政コストの投入が必要になるのかという、ある意味、絶対的な観点から評価をしていったら、努力を機構でもなさるんでしょうけれども、確かに1回も連絡がとれなくなってしまった人を探し出すということは結構大変だと思いますけれども、少なくとも毎年毎年卒業して社会人になっていかれる方に対して、どうなっているのかとか、いろいろ細かく分けて数字を見るとか、そういうことで実効性の上がるような対策を打っていただくようにやっていくのがいいのではないかと思います。話題が戻りまして、失礼いたしました。

【富田分科会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

学生支援機構については、これは先週のワーキングでこうした議論をしているので、事務局においてはきっちりと迅速な対応を分科会としては期待いたしますので、よろしく対応方、お願いいたします。

それでは、中期計画関係はこのぐらいでよろしいでしょうか。

それでは、ただいま皆様から御質問、御意見等をいただいたわけでありまして、これらにつきましては、事務局において各府省から事情を聴取するとともに、事務局から新中期目標等に反映するように伝えていただくなど、適切に対応願います。

各ワーキンググループにおかれましては、これらの法人の新中期目標等が「勧告の方向性」を十分に踏まえたものとなるように、引き続き注視をよろしくお願い申し上げます。その上で、分科会の開催等の対応が必要と考えられる場合は、各ワーキンググループの主査から私、分科会長と樫谷分科会長代理に御相談いただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは次に、役員の退職金に係る業績勘案率についての審議に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

【岩田調査官】 それでは、資料2-1を御覧ください。今回審議いただく案件、13法人、計29名分の勘案率が通知されてございます。

なお、今回の審議の対象とはなってございませんが、現在仕掛かり中のものが結構ございます。これらにつきましては関係ワーキングでいろいろ御議論いただきました。その結果を踏まえまして、現在、事実確認等、事務局で鋭意作業を進めているところでございま

す。

今回の審議対象案件でございますが、これらにつきましては、いずれも1.0で通知されてございます。それで、関係ワーキング、1、2ワーキングでございますが、御議論いただきました。その結果、これらにつきましては特段加算あるいは減算する要素はないのではないかという結論でございまして、通知された案で異存はないということでございました。

1つ例を申し上げますと、一番上の外務省、国際協力機構でございます。これは監事でございますが、外務省の場合、監事は原則1.0としておるところでございます。この原則1.0とするところにつきましては別途議論のあるところかもしれませんが、それはそれといたしまして、この国際協力機構の場合、例のP C I事件がございました。実はこの監事さんはこの事件の発覚後、就任されたということで、就任早々再発防止のための監査を精力的に実施されたと、また、その在任期間中でございますが、計16カ国の海外監査、これはP C I事件の関係だと思いますが、監査を実施されて、監事としての職責は十分果たされたのではないかという結論でございました。したがって、これはちょっと例を申し上げましたが、いずれもこういった感じでございます。

なお、昨年12月、会計検査院の報告が出ましたが、その報告によりますと、職員の福利厚生のために食事代として現金を支給していると、これにつきましては独法通則法第63条第3項の趣旨に照らしていかがかという指摘がございました。この第63条第3項といえますのは、給与の支給水準が社会一般の情勢に適合したものでなければならないという通則法の規定でございます。この規定に照らして指摘されたわけでございますが、実は今回、この指摘、8法人あるわけですが、今回の案件の対象となっている法人につきましては、例えば農水省の農畜産業振興機構、あるいは経産省の新エネルギー開発機構、日本貿易振興機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、中小企業基盤整備機構、この5法人が該当いたします。この今回の役員の中には総務担当の役員もおられますので、この場合、こういった指摘を踏まえまして、業績勘案率に反映させるべきかどうかということワーキングで御議論いただきました。

その結果でございますが、結果といたしましては、いわゆるこの手当というのは給与ではなく福利厚生費として、長年の労使慣行の協議の下に支給されているというようなものだということがまず1点、それから2点目は、これらすべて現在、この5法人についてでございますが、すべてこの支給は廃止されているという事実があるということ、それから3点目は、いわゆる課税の対象ともなっておりますので、言ってみれば、ヤミ手当といい

ますか、そういったたぐいのものではないということでした。そういったことで、結論といたしましては、勘案率に反映させる、影響させるようなものではないという結論に達したところでございます。

勘案率の関係、事務局からの説明は以上でございます。

【富田分科会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問等がございましたら、どなたからでもお願い申し上げます。いかがでしょうか。どうぞ、樫谷委員。

【樫谷委員】 今の岩田調査官の御説明の中で、例の課税の対象とされているというのはどういうことを言っているのでしょうか。

【白岩評価監視官】 福利厚生費として支給された食事代については、一般的な国税庁の方針があるということがございまして、例えば、これは今も該当するかどうか分かりませんが、1年ぐらい前ですと、1日当たり300円を超えるという部分は所得として所得税法上認定するという方針であるというようなことがあります。その場合は、きちっと課税の措置をとらなきゃいけないんです。

ところで、この独立行政法人、今回審議したところは、まず合法的な状況で福利厚生費としての支給を決めた上で、課税とかそういった点についても調べて、透明に、まさに国税庁の指針に従って課税等の措置についても対応していたということでございますので、適法性と透明性が確保された上での支給であったが、一般情勢にそぐわないというような御指摘を会計検査院に先だって受けましたので、そういう事情の指摘のある以前の任期の人たちについては、先ほどの事情を考えれば、減算する事情にないのではないかとということをお願いした次第でございます。

【樫谷委員】 今の御説明の中で、在任期間と、それから途中からスタートしたので業績勘案率の適用期間というものがあるわけですが、それと、あといろいろ事件だとか、いろいろな問題が起こったときの対応というのでしょうか、それはどういうふうに関、チェックというんですか、これはそれぞれの独立行政法人なり、各府省でもって、在任期間あるいは業績勘案率の適用期間と、それから不祥事等の発生期間、あるいは解決期間、そのものの対応というのはちゃんと説明をされてきているのでしょうか。

【白岩評価監視官】 議事録を全部当たったわけではございませんが、多くの場合は、少なくともそういう事案を認識している場合には、その任期中であるかどうかの検証をしていると受けとめております。しかし多くの場合、逆に不祥事そのものが認識されなかつ



たり、あるいは在任期間との関係でいいますと、実際の行為と発覚との間の差があったりする場合にどういうふうにするかというような整理は、必ずしもまだなされていないのではないかと感じております。

【樫谷委員】 一応、新聞等で出たものについては、例えば総務省で、この評価局の中で調べることはできると思うんですが、中でいろいろ、あまり公表されないでやられたものについては、実際は分からないんですよね。向こうが言ってくれば別ですけども、多分、把握できないと思うんです。そういうようなものは、今、そういう例えば不祥事等があつて、内々で処理されてしまったら分からないのかも分かりませんが、正式に処罰されたと、それで公表はされなかったというようなことについては、これは、一般的にはどこかで把握できるような方法というものはあるんですか。

【白岩評価監視官】 一般的に言えば、公的機関ですので、そういう不祥事に対する処分があれば公表するという前提に立っていると思うんです。ですから、公表しないという判断をされたときにどうするかというと、システムとしては、それは今、存在しないという理解だと思えます。

【樫谷委員】 ぜひその在任期間と、そういう不祥事等の対応、特に、理事長は全体なんでしょうけれども、理事なり、あるいは監事はそれぞれ所管があるでしょうから、その辺のことについて是非明確になるように、評価局、あるいは各府省で明確にするように指示をしていただけたらと思えますので、よろしくお願いします。

【富田分科会長】 どうぞ、岡本委員。

【岡本臨時委員】 事実がよく分かっていない上で、ちょっと難しい質問もあるんですけども、先ほど岩田調査官がおっしゃった昼食費の現金支給というものは福利厚生に該当するというので、理解としては給与の中に入る、それからもう1つ聞きたいのは、通則法63条の2項というのは、給与の支給基準を定めなきゃいけないということになっているので、それは定められていたのか、いなかったのか、何かいなかったというふうなことを聞いているような気が。そうすると、そこは独立行政法人としては、本来給与じゃないものを支給したということになるのではないんですか。

【白岩評価監視官】 これについては、厳密な法律的な議論はまだあり得ると思えます。まず、独立行政法人通則法上の給与という規定は、国家公務員法上の給与の規定をどういうふうに特例、特則化するという形でつくられたものと理解しております。国家公務員法上の給与の中に、福利厚生費は含まれておりません。そこで、63条に言うところの給与は、

福利厚生費を含むのか否かというのは、普通に解すれば、含まない。しかし、会計検査院の御指摘は、民間の情勢等を踏まえて、福利厚生費も含めた広義の人件費を給与の中の判断基準として使えるというような趣旨に立って、あのような御指摘をされたんだと思います。

そこで、今の岡本委員の御質問に対しては、法律的な精緻さを持った御回答ができなくて恐縮ですが、少なくとも63条が本来予定されていた給与ではないのではないかという前提で議論しております。しかしながら、他方、支給基準が定まっているかいないかということでございますけれども、まず、本来給与については間違いなく独法は支給基準を定めております。そのほかに、福利厚生費としての支給については、労使合意等によりまして、今度は支給の仕方について定めがあるはずでございます。もし63条のこの給与の中に、広義でも入るということであれば、その定めも支給基準の中に広義で入ってくるということになって、福利厚生費が給与に入るか入らないかということ自体を精査しても、実はあまり意味はない結論になろうかと思えます。一種、トートロジーの世界に入っております。

【富田分科会長】 よろしいですか。

【岡本臨時委員】 はい。

【富田分科会長】 ほかいかがでしょうか。大体よろしいでしょうか。

それでは、外務省、農林水産省、経済産業省及び環境省の各独立行政法人評価委員会から通知されました役員の退職金に係る業績勘案率（案）についてお諮りいたします。本件についての分科会の回答につきましては、案のとおりとさせていただくことで、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【富田分科会長】 それでは、そのようにさせていただきます。

なお、事後の処理につきましては、私、分科会長に御一任いただくことにさせていただきます。

さて、先ほどの事務局の説明にもありましたように、業績勘案率につきましては今後も審議すべき案件が多くございます。今後の業績勘案率の取組につきましては、昨年の分科会で2度ほど議論をいたしました。これを踏まえて事務局で考え方の整理を行っているところですので、本日はこれについての報告をいただき、御議論をいただきたいと思えます。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【白岩評価監視官】 説明させていただきます。資料3-1を御覧ください。この業績

勘案率の事務というのは、ここの3-1のとおり、平成15年12月の閣議決定をもって行っているところをございまして、この政独委が関与しているのは1の(2)の3行目のところにあります「意見を述べることができる」ということをございます。業績勘案率の決定は各府省の独立行政法人評価委員会が行うんですが、その際、通知をしてきて、その通知に対して意見を述べることができると、この決定の際に、政独委の同意を得ない限りは決定をしてはいけないというような運用をすることとなったわけをございます。

そこで、それにつきまして、平成16年7月23日にこの分科会におきまして決定していただきまして、業績勘案率に関する方針というものがございます。今、分科会長から御指摘がございましたが、客観的に申しますと、何度かここでも出てきておりますけれども、平成20年度末で、実は任期を満了する役員をトータルいたしますと、例えば1月から3月で127人いると。これまでトータルで平成16年以来、この分科会で御議論いただいたもののトータルが500強の案件でございました。それと比較していただきますと、ちょうどこの時期に達しているからということをございますけれども、任期切れの役員が409名、この1年ちょっとの間に存在する。例えば今日議論いただいたのは、平成20年度ではなく、19年度末に離職した方の処理がいまだに残っているということをございますので、今後これらについてさまざまな議論が起こってくる、そういう状況下で、しかも今回も案件が非常に多かったものですから、事務局で過去にここで2回ほど御議論いただいたことを踏まえまして、ちょっとした機械的な整理をしてみました。それを御紹介させていただきたいと思ひます。

基本的には、まず、ここで問題になっていたのは、算定式の問題がございます。政独委自体は各府省の業績勘案率の算定式に対して意見を言う任務は担っておりません。先ほどの閣議決定で明らかであります。しかしながら、中期目標の達成をして、良好かつ適切な業務運営をしたという業績を上げた法人の業績勘案率が、普通でいきますと1.5あるいは1.3といった数字が各府省で算定されまして、現実には政独委でそういった数字が認められないということをもって、最後にいろいろな理屈を、いろいろな調整を行って1.0にするというのが各府省の実務でございます。そこで、それについては算定式の問題があるのではないかと御指摘を受けておりましたので、私ども今回、事務を処理するに当たっては、算定式で仮定して、良好かつ適正に中期目標が順調に達成された場合の評定をすべて入れてみて、そして計算したところの業績勘案率、ここで基礎業績勘案率と定義いたしますが、これが1.0にならない、1.0を超える場合には、そこから上がってきた基礎業績勘案率の数値はとりあえず前提としないということにいたしました。そうすると、その場合に、本当

にこれは1.0に該当するのかどうかということ、私どもで努力して過去の評価実績などを見ながら、これは1.0で相当だということを確認するかどうかという行為が必要になってまいります。それは致し方ないということで、作業を進めました。

その上で、今度は算定式が妥当な場合にあっては、その算定式に当てはめられた評価が実際に実情を反映しているかどうかのチェックをさせていただき、もしそれが実情を反映していないのであれば、やはりその数値も考慮できないと、また、初心に帰って、1.0かそれ以下かということを検証させていただこうという形で事務方はチェックさせていただいたわけでございます。

また、基礎業績勘案率を自分たちから考えなければならないとき、妥当な基礎業績勘案率を想定しなければならないときに、まず考えなければいけないのは、退職手当というものは法人の役員に対する勤続報賞でありますので、法人が勤続報賞を支給するに足るような業績を上げていない限りは、いかに個人が業績を上げていても支給はできないはずでございます。

そこで、最初のチェックとしては、法人の業務が良好かつ適正に運営されていると言えるかと、イエスであれば、それがさらに非常に高い想定以上の業績を上げているか、ノーであれば、今度は法人が退職手当を支給するに足る業績であるかのチェックをすることになろうと思います。これを仮にステージ1といたしまして、まずこの点を考えようということです。もし退職手当を支給するに足りるものでないとなれば、当然、退職金は支給されないわけでございます。法人自体が解散したというような場合が例に挙がってくる可能性があると思います。他方、その法人の業績が悪くても、支給するに足る場合は、基礎業績勘案率は当然1.0を下回ったものでなければならないだろうと思われま。他方、1.0を超えるというほうはどうか、超えるほどのものではない、順調かつ良好、中期目標を達成しているではないかということであれば、基礎業績勘案率は1.0で考えて、その次のチェックに移るんだらうと、いや、すばらしい業績を上げたということであれば、それもまたその次のチェックに移るのであらうと、今度は個人の業績のフェーズに移ってくるのではないかとござい。個人の業績のフェーズに移ってきた場合に、先ほどの基礎業績勘案率に加算するか減算するかということについて、まず個人の業績があるかないかをチェックすることになるのではないかと、その上で、今度は個人の職責に係る事項について、不祥事等の減算すべき事項はないかというチェックをしなければならないのではないかと、そして3番目に、もし減算すべき事情があった場合であっても、そういう事件が起

きてしまったら、その責任はとらなければなりません、そのマイナスを凌駕するほどの回復をする、あるいは改善を図るような成果を上げているかどうかということをチェックいたします。その3つをチェックして、減算、加算を考えて、基礎業績勘案率から見て、増やすか減らすかということが適当かどうかの判断をしてはどうかということで事務的には整理しています。

こちらは政独委では不祥事だけを議論するのではない、法人の業績を考えなければいけない、その中での個人の業績を考えなければいけないというような御指摘をいただいた上に、適切な業績、すばらしい業績を上げているなら、当然、加算ということも考えるべきであるというような御指摘を賜ったところでございますので、事務局としては、このように整理できるのではないかとということで作業をしまいったところでございます。

ところで、先ほどの評価の際の私どもの指針、方針というのは、平成16年7月23日にいただいた資料3-2以外はないわけでございます。ここで議論してきたことは、現在のところこの資料3-2しかないものですから、3-2の解釈をどういうふうと考えていくかということの1つのあらわれでもあります。いろいろなチェックをする際に、何を考えていったらいいか、現時点では、考え方の指針は既にお示しいただいたものしかない。そこで、それについて、それぞれの項目は一体何を意味しているのだろうかということも整理してみました。そして、それぞれ各担当者はそれを踏まえながら、あるいは不足があれば、それを上司がチェックする形で徹底したつもりであります。

そういったことを整理していくことはいくとして、例えば1.0を基本とするということの意味は何であろうかということですが、1.0が基本だったら、中期目標の順調な達成など、良好かつ適切な業績を上げられた場合に、期間中に対象となる役員が適切な職責を果たせば業績勘案率が1.0になるということが1.0を基本とするということの意味であろうと私どもは整理させていただいたというわけでございます。例えば資料3-2の2のところ、厳格な検討が求められる場合というのは、「など」と書いてありますので、これは例示でありましょうということで、ほかにも厳格な検討をするんだらうと。ここで難しい問題がありまして、そもそも評価委員会は厳格な検討をすべきなのでありますので、特に厳格な検討を求められるという意味であろうと整理してきているわけでございます。

また、2の⑧に係るところでいけば、理事長の職責の評価については、その職責に応じて講ずるべきと考えられる措置が適切に講じられなければならない、職責に応じた形で算定されているということは、そういうことを配慮しなければならないのかもしれませんが、不祥事

や事故等が起こった場合の事後処理や再発防止策を講ずることなどは、通常であれば、この職責内の措置でありますので、不祥事自体が起こったこと責任はまだ問うていない、ですから、減算ということになるんだという意味がここに含意されているのであろうと。そうだとすると、通常の事後処理では普通には回復しないわけですが、しかしながら、さらにそれを凌駕するような格段の成果を上げれば、当然それは考慮することになるのであろうと、適切な処置を講じ、求められる十全の職責を果たしていたかという点です。こういうようなことを担当ごとに考えながら事務処理をさせていただいたということでございます。

私どもの考え方の整理、全部いろいろなことがございますが、以上のような作業をさせていただいたということを御報告させていただきます。

**【富田分科会長】** ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問、御意見等がありましたら、どなたからでもお願いいたします。いかがでしょうか。樫谷委員。

**【樫谷委員】** 計算をすると、1.0になるような場合なんです、通常、例えばかなりの不祥事があったとしても、例えば評価をするとき、その独法の評価をするときに評価項目がたくさんあって、例えば30項目、40項目ありますと、その中の1点について、例えば1だったと、ゼロでないかも分かりませんが、1だとしたときに、これは加重平均をしてしまいますと、ほとんど1.0に落ちつく、あるいはそれを超えるものの中にはあるかも分からんということなんです、その場合に、例えば我々は公認会計士として、会計監査人として財務諸表の監査をするわけです。その中で、金額的、量的な重要性の問題もあるんですが、質的重要性というものがあまして、金額はそれほど影響はないんだけど、これは極めて質的に問題だというものがあるわけです。あるいは将来に及ぼす影響も非常に多いとか、そういうようなことを勘案しながらやるわけですが、そういう質的なものをどういうふうに関係の中に、勘案率も含めて、入れていくのか、単純に計算式でぽんと入れていって、30分の1になってしまうというのもやはり問題だと思いますので、考え方としては、この総務省の評価委員会でやるときは、そういう質的なものも少し勘案できるような考え方を取り入れていただけたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**【富田分科会長】** 今の点。

**【白岩評価監視官】** 今の点につきましては、ここでも何度か御指摘いただいていることなんでしょうと思ひまして、先ほど申しましたファーストチェックでは、業績というのは、

ここで2次評価をしている、まさに法人の業績から整理するとおっしゃったように、平均すれば個別の質というものが把握できない、没却してしまう、そこで、まず法人のところで基礎的な業績勘案率を勘案した上で、個別の業績を検討する際には、当然そういったことを考慮するようなことができるようにと考えております。その意味で、ステージの2のところには、特に個別の事業の業績がどうであったかというようなことについてのチェックだけが行われることではなくて、むしろ、特別な貢献が個別に質があった、そういう質があったか、あるいは特別に減算すべき責任を負うべきような事情があったかということをチェックすることにしたところでありまして、先生がおっしゃるような点は私どもも何とか工夫してはいるところですが、引き続きそういう点は考えたいと思います。

【富田分科会長】 ほかにいかがでしょうか。縣委員、そして河村委員の順でお願いします。

【縣臨時委員】 基本的な理解の件で恐縮なんですけど、算定方法の妥当性をまず問うというのはどういう意味ですか。各省でつくっている算定式が正しいのかどうかを、算定式の設定の仕方が正しいのかどうかをまずお問い合わせになるという意味なのでしょうか。

【白岩評価監視官】 これはあくまでこちらの中での事務的な行動ですので、相手の算定式が妥当かどうかを外に対して言うというようなことは特段必要ではないんですけども、ただ、先ほど申しましたように閣議決定上は、私どもは、率そのものに意見を言うのがこの委員会の仕事でございます。そこで、率に意見を言うための私どもの判断基準として、まず相手方の算定式が一定の水準に達していないならば、その数字に拘束されないという程度の意味に理解していただければと思います。

【縣臨時委員】 今回の御趣旨の中で、ちょっと私は混乱しているんですけど、算定式そのものの妥当性と算定結果の妥当性というのは違うと思いますので、まずメタフィジカルに算定方法そのものも問うていて、それがまずバツだったら、それは改善するように勧告をされるということですか。

【白岩評価監視官】 その部分は政独委のミッションにないので、そこは事務局で考えるときの基準として考えておけばよろしいのかなと思っております。

【縣臨時委員】 ということは、それはおいておくんですけども、その算定方式は考慮しないでいくと、そうすると、その場合、次の段階で、何を根拠にその算定をするんですか。それは事務局側の個別の算定方法を持っておられるという意味ですか。

【白岩評価監視官】 そのところでございますが、基本的には業績勘案率ですから、

ここで法人業績の1次評価について2次評価をしているわけです。それで、法人の業績は明らかになっているわけで、それについて、例えば過去にAだ、Bだというのが府省から上がってきたときに、ここでそれは妥当かどうか、適切かどうかということは御意見をいただいております。妥当でないという結論をいただいたところは別ですが、妥当なり、あるいは不十分なりといういろいろな結論を総合勘案いたしまして、出てきたものが、結局、その期間中の独立行政法人の業績が順調、あるいは良好かつ適切であると判断できるものであるならば、今いただいている基本的方針では、それは1.0を基本とするといいただいておりますので、1.0にするということをございます。だから、個別の算式を使うということではなくて、そこに出ている今までの業績評価の結論から、良好かつ適切であれば、1.0というところからスタートするということをございます。

【縣臨時委員】 そうすると、今のお話で、どうしても算定方法の議論と算定結果の議論がまざっているように聞こえるんです。それが私にはよく理解できないんですが。

【白岩評価監視官】 算定方法と算定結果というところでは、ここで第1次的に算定するという形はおそらくとらないんだらうと思います。要するに、適正な数字が上がってこなかったので、過去の業績から判断して、1.0なり、それ以下にすべきかということを推認するとか、推定して、物事を行うしかないということだと思えます。

【縣臨時委員】 ということは、最終的にはやはり問うているのは算定結果であるということですね。方法ではないというふうに私は今、理解しています。

【白岩評価監視官】 委員会の結論としては、数値に対しての結論しか出しませんので、それは算定結果についての意見になります。

【富田分科会長】 非常に表現としては難しいんですけども、我々が閣議決定としてマンドートをもらっていることというのは、勘案率の数字そのものについての意見なんです。そういう意味では、そのところにやっぱり我々は、政府部内において、委員会として役割をもらっていると、持っている、それを忠実に遂行するということです。

おそらくその背景にあるのは、世論としてみれば、各府省がさまざまなことについてお手盛りの評価を行っているのではないかという類推、憶測が非常に多いという中において、政府部内におけるチェック機能として当委員会にこうした役割が付与されているのではないかと、だから率について、そういう意味では意見を言うことができると、そのときに、我々も意見を言う際において、先ほど説明のような形でもって考えようと、もっとぶっちゃけて言えば、政策実施機関においては、やはり与えられた目標をよくやったという



ことが評価の標準なんです。よくやってこそ1.0というのが私の理解であります。これは企業においても、当然、よくやって1.0であります。だから、そういうことでやはり国民に理解をいただいでいくということがこの評価かなと。

私はごりごりこれをしていくこともあまり好きでは、個人的には全く好きじゃなくて、どうしても不祥事に注目は集まるわけですけれども、基本としては、法人が主務大臣から与えられた責務を果たすことによって国民に役に立つというところで評価をする、だから法人の実績というところで評価することが基本になってくるんだらうなど。不祥事は、当然、そういうことが起こらないような形で、いつも政府部内にそういうインセンティブのシステムが埋め込まれているはずだと思いたいですけれども、できることならば、あまり不祥事の減点ということが起こらないような形になればなと思っております。こう思うのは甘いのかも、どうか知りませんが、できればこうした評価のプロセスを経ることによって、各府省の評価委員会に、よりよい業績、そしてよりよい業績が得られることが評価の目的であるんだということを我々と共有していただきたいというのが私の気持ちでございます。ちょっと余分なことまで申し上げましたけれども、そういうふうに思っております。

すいません、河村委員。

【河村臨時委員】 1つ気がついた点なんです、今の白岩評価監視官の御説明もよく分かりました。それで、話に出ていましたネガティブチェックのところなんです、評価監視官からの御説明もよく分かりましたし、通常、何かよろしくないこと、不祥事が不幸にして起こってしまった場合の事後処理や再発防止策というのは、普通はそれはやって当然と、職責内の措置だと、それをやったときに、よほどのことがあればというような感じで今、おっしゃったと思いますが、その受けとめ方なんですけれども、私の感覚からすると、やはり結果責任がかなり問われる部分があるのではないかと、不祥事が不幸にして起こってしまって、発覚してしまったということは、それに至る段階での内部統制に何かの問題があって、そういう結果につながってしまっているのではないかということで、そういう場合には基本的に減算の対象になるのはやむを得ないのではないのかなというような認識でおります。そうした中で、ただ、事後処理が何か非常にすぐれたものがあってというようなことの余地を全くなくしていいとまでも、それは思いませんし、そういうこともあってもいいのかなとは思いますが、ただ、非常に考えにくいのではないのかなと私は思います。

また、後の方で説明のあった適切な措置を講じ、求められる十全の職責を果たすことは、私の理解なんかからすると、その職責の範囲内であって、当然なんじゃないかというか、それで減算なしというか、要するにチャラになってしまうほどのことなのかなという感じもしますし、あとはバックグラウンドに私はそういう今申し上げたような意見を個人的には持っているものですから、ちょっとバイアスがかかっているかもしれませんが、ただ、こういう表現では相当救済されてしまう感じになってしまっていて、それで果たして大丈夫なのかしらという気がいたしまして、すいません、意見ですが、申し上げさせていただきました。

**【白岩評価監視官】** すいません、事務局がどんな作業をしたかということを紹介したものですから、言葉が確かに十分でない点、それは河村先生のおっしゃるとおりだろうと思います。先程、私が「格段の」と申し上げたのは、実はそういう意味で、事務局としては頭をそろえておりました。これは縣先生にも、念のためですけれども、これは今回作業するときに我々はこういう考え方でやっているということの御紹介なので、もしこれが有用であって、先生方がそういうことで今後もやりなさいという御方針をいただけるのであれば、そのときに、これはそういう意味でまたみていただくという必要もあるんだと思うんです。いずれにしても、システムをしっかりしないと、かねがね、「何か減点するためだけに当委員会は審査しているんでしょうか」というような御批判をいただいていたので、少しでもシステムをつくって、可能であれば、そういう形で委員の先生方に問題意識を共有いただければと思って御紹介させていただいた点でございますので、もしこれは、個別の項目とか、考え方が妥当ではないんじゃないかと、それでしたら、それを御指示いただいて、私どももそれを踏まえてまた今後の作業にしたいんですけれども、そういうふうにお考えいただければと思うんですが。

**【富田分科会長】** 岡本委員。

**【岡本臨時委員】** 今の白岩監視官がおっしゃった意味で申せば、先ほど縣委員がおっしゃったことなんですけれども、閣議決定の理解がなぜそんなに、何ていいんでしょうか、業績勘案率だけに意見を述べるというふうに解釈しなきゃいけないのかが私の感覚ではちょっと分らないです。確かに閣議決定が対象にしているのは業績勘案率ですが、業績勘案率を出す算定基準がおかしければ、それを含めて意見を述べるということは何か当然ではないかなと思えて仕方がないんです。それで、業績勘案率を出す前の基準がおかしければ、それを勘案しないというものを今後ずっとやっていくと、その基準は何なんだろうと

ということになりますので、ですから、私としては、先ほど分科会長がおっしゃいましたけれども、政独委があまり物分かり良過ぎることもかえって問題だと思うんです。業績勘案率の計算結果がおかしい算定基準が出てくるのであれば、正直にその算定基準はおかしくありませんかということは言うべきであろうと思うし、実際に我がワーキンググループで検討したときには、この算定基準はおかしいんじゃないですかという議論は出てきているわけで、そこは変に限定的に、業績勘案率そのものには意見が述べられないということは、今後はやっていくべきではないんじゃないかなと私なんかは思いますが。

【富田分科会長】       どうぞ、事務局。

【白岩評価監視官】       岡本先生のワーキンググループ2で言っていた意見というものについて、おそらく事務局は問題意識は共有しているんですが、先ほど数字について意見を言うことになっているということについて、どういう意味かと申しますと、これは資料3-1を御覧いただければ分かりますが、決定に当たり通知すると、つまり、個別の決定に当たり通知するとなっています。その個別の決定について意見を述べるということですから、必然的にはその背景にある制度についての意見というのは出ない。ただ、おっしゃるように、それが連続したとかという事情があって、別途意見を言うことについては、それは全然妨げないと思います。ただ、この制度上、通知された個別の案件の処理について意見を求められているときに、それから即、この算定式はおかしいのではないかというのはなかなか難しいのではないかと。

その上で、計算式でございますけれども、計算式を彼らは意見として投げかけてきてはいないんです。数字を投げかけてきているんです。しかもその数字は、実は最後に1.0という形で投げかけてくることが多いわけです。そうすると、結論は1.0ですから、その状況についてどういう意見を言うのかという問題になってまいります。その際に、先生方に御審議いただくために、先方の計算式の資料であるとか、どんなことを考慮したのであるかということは私どもは集めておりますけれども、資料は1.0ということをしていただいているだけですから、そういうときにどういうふうここにアプローチしていくかという実務的な問題、論理的問題がここにあるので、先ほどそういうふうにご指摘申し上げました。この計算式についておかしいじゃないかというようなことを言えない、そういう見解を表明できないということをつもりではなくて、この閣議決定の仕組みの中で、しかも現在の実務の中では、そこに一遍に飛んでいくのはなかなか難しいので、手順を踏んでいく必要があるということになるかと思います。

【富田分科会長】       どうぞ。

【岡本臨時委員】       今の白岩さんの最後の感覚は私と同じだと思うんですけども、私の申し上げていることは、数字の結果、なぜ我々がこれの数字を理解したかというときに、結論が同じであったときに、じゃあ、何も言わないのかということについて、やっぱり何も言わなくてもいいわけではないですよ。仮に1.0であったとしても、1.0の計算式が当然資料として出てくるわけですから、それに対して、結論はこうだけれどもということがありと同時に、その途中経過、あるいはその算定途中について、やはりこれは述べるべきじゃないかと思います。私が申し上げてるのは、算定式そのものがおかしいということ意見を述べているわけではなくて、計算結果に対して意見を述べたときに、その背景として我々はこう考えるという部分はやはり出すべきじゃないかと、それがひいては、結局、ある省における独立行政法人の業績勘案率がずっとおかしくなってくれば、それはそれでいいんでしょうけれども、ならなかった場合に、何のための作業かということは非常に疑問を感じますので、その辺は何らかの形で意見を言うべきであろうとは思っています。

【富田分科会長】       という御意見でございました。どうぞ、榎谷委員。

【榎谷委員】       いずれにしても、全体の評価は、一応、年度評価のものが、評価書が毎年毎年来ますよね。まだできるんですが、個人業績の評価になりますと、今まで私の知るところによりますと、何か以前、分科会長がおっしゃっていたんですけども、歯が浮くというんですか、過大評価か過小評価かよく分かりませんが、そのような文章になっているんですよ。あれを見て、皆さんすばらしいことをやられているんだと思うんですけども、そうじゃなくて、もうちょっと各年度にどういうことをやってどうだったかということ、つまり、全体はまだ評価書で分かるんですが、各役員などについては、どういうことを年度にやられて、どういうことだったのかということについて客観的に見てもらえるように、あるいは不祥事のことも含めて、そのような情報を出していただかないと、あるいは間違った、つまり過大に評価をしてしまったり、過小に評価をしてしまったりということになってしまいますので、ああいう個人評価のあり方も情報提供もあんなような文章ではなくて、もっと客観的な、年度ごとの客観的なこと、起こったこととやったことと、その評価というように客観的に連絡していただけるようにぜひお願いできたらと思いますし、総務省としても、評価局も、ぜひそういうまとめ方をしていただけたいのかなと思いますので、よろしくお願ひします。

【富田分科会長】 田淵委員、どうぞ。

【田淵臨時委員】 今、樫谷委員がおっしゃったことは私も同感でございます。前回の議論のときにもコメントさせていただいたんですけれども、その客観的なデータを出していただくときに、まず、その職についたときに、自分の職責が何で、これはやりますと、ここまでやりますと、その中でやって当たり前のもの、加点されるべきものとか、あるいは減点されるべきもの、そういったものを最初に、その任についたときに明確にさせていただいて、それに対してできたかできなかったか、そういう形で判断ができるような仕組みに今後はしていっていただきたいと思います。これはコメントです。

【富田分科会長】 貴重な意見がたくさん寄せられました。今後の業績勘案率の取組につきましては、今回の皆様の御意見を踏まえて、事務局で引き続き整理し、次の分科会で御報告ください。

続きまして、独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点ということで、事務局から説明をお願いいたします。

【白岩評価監視官】 資料4に従って御説明させていただきます。

これはワーキングで既に骨子案などを御紹介させていただきましたが、今回、期が新しい期に入って、新しい年度の業績評価が始まるのが今度の4月からでございますが、それに先立ちまして、評価の視点等を整理しておいてはいかがかということで、整理させていただいたものでございます。これにつきまして、過去、平成19年7月に、この資料でいきますと資料の3ページの参考の2のところにあるように、当面の取組方針という形で事務事業の見直しと、それから業績評価、その両項目についての視点を整理したものがございます。しかしその後、整理合理化計画が決定され、あるいは2回にわたって業績評価も実績を積んでいただいた後で、若干項目等の変更、追加ということも明らかになってまいりましたので、この際、このタイミングで整理した上で、この委員会でお決めいただければ、各府省に通知するという形のことで、平成19年のこの7月の決定にかわるものとして整理することを考えてはどうかということで整理しております。

そこで、その立て方でございますが、大体2部構成にさせていただきまして、まず基本的な評価の視点を、これは毎年、常にそういうことは配慮しなきゃいけない項目として網羅的に整理しておくものという位置づけでまず委員会で決めていただいて、今度はその項目に応じて、各年度、どこにどういう視点で切り込んでいくか、あるいは、重点ということが適切かどうか分かりませんが、問題意識を持ってどうやって取り組むかということに

ついて、毎年度、例えば分科会で決めていただくと。

ちなみに、今現在はどうなっているかという、さっきの参考2に対して、毎年度の取組ということでいけば、参考の3で、確かに分科会で決めていただいております、このような構成はそのまま今度は確固たるシステムにしておこうということで整理しております。そういうところでいうと、お手元のペーパーでまいりますと、骨子案のところに、注の3で、評価の視点に基づく具体的な取組については、別途分科会決定を予定という形になっております。内容的なものについてはワーキングでもいろいろ御議論をいただいております、それを踏まえまして、文章も変えてございまして、今までワーキングで御議論いただいた中では、これまでの19年の決定等でチェックすべき項目ということを整理してきたけれども、その大もとにある評価そのものの本来の目的というものが欠けていると、こういう定めをするときには不十分ではないかという御指摘が多々ございましたものですから、ここの骨子でいきますと、基本的な視点ということをまず加えて、そしてその後、個別的な視点というものを並べるという形に、ワーキング段階での御議論を踏まえて整理させていただいたところでございます。

具体的な内容の説明は既に御承知と思しますので、この場では省略させていただきますが、今日こういう形で整理させていただいた案をお示ししまして、もし可能であれば、年度内に分科会の決定に至れば、各府省に通知するようなことを考えて作業を進めさせていただきたいものですから、内容についての先生方の御審議、御検討をお願いしたいということでございます。

【富田分科会長】      ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、御意見、御質問等がございましたら。どうぞ、山本委員。

【山本臨時委員】      1点だけ確認なんです、私もうっかりしてまして、従前の取組方針の市場化テストの導入というものが明文化されなくなった経緯というのは何か、それをちょっと聞き忘れたものですから、それを確認したいということです。

それと、先ほどの話でちょっと発言したかったことだけコメントしておきますと、任期途中で理事さんがやめる場合というのが一番問題で、理事長とか監事は主務大臣の任命だから、これは我々としてはなかなか言えないんです。ただ、理事が任期途中でやめるというのは理事長の任命権限で、そうすると、その理事の方が非常に頑張られたか、頑張れなかったという場合の評価に当たって、ちょっと微妙な問題があるということだけ言ってお

きます。これは意見ですので。市場化テストが消えたといいますか、なくなった理由だけ確認させてください。

【富田分科会長】 お願いします。

【白岩評価監視官】 申しわけございません。市場化テストについては、なくしたということではございませんで、市場化テストを踏まえた具体的な方針が整理合理化計画に盛り込まれておりますものですから、ここで言いますと、第2の1、ここで読み込むことになりますので、今までも重複しておりましたので、その点はここに整理しております。具体的には、今年度の取組という形で、その具体的な計画なり何なりを決めて、そういう項目もフォローすることになります。御案内のとおり、市場化テストというのは政府方針がまず決められて独法は取り組むことになりますので、それを踏まえてこのような整理をしております。消したということではございません。

【富田分科会長】 ほかにいかがでしょうか。縣委員、どうぞ。

【縣臨時委員】 先ほど言及された1ページの注の3に、ワーキンググループでもう一度考えて個別的な点を出す、とありますが、その意味は、私は従前から独立行政法人は一樣に議論すべきではないという考えを持っていますが、ワーキンググループごとに、相互にそういう評価の視点も異なってもいいというニュアンスですか。

【白岩評価監視官】 すいません、先ほどのワーキンググループごとというものは、既にワーキンググループごとにお話はさせていただきましたがという趣旨で申し上げたので、今後のこの決め方についてワーキンググループごとに違っていいとか、そういうような含意は全くございませんが、その上で、もちろん、例えば具体的取組の中で、第何ワーキングはこういうことをことし取り込もうとか、そういうことは当然想定されるものだと私は思いますが、あくまでこれは先生方がどうしたいかの問題になろうかと思えます。

【富田分科会長】 どうぞ、岡本委員。

【岡本臨時委員】 ちょっと失礼な言い方ですけども、何が足りないかなと思ってずっと考えてきたんですが、うまく説明できないんですが、1つ思うのは、よく行政改革をしたときに、左から右に移すだけじゃないかという批判が、独法だけじゃなくて、いろいろなところであるわけです。例えば特殊法人、あるいは政府機関から独立行政法人になるときに、従来の業務がそのまま独立行政法人で何ら変わらず行われていると。これを経営者としての長が、例えば理事長が自ら自立性を持って経営をしていく中で、どういう工夫をしてきたのかというような項目というのは私はチェックしていくべきだろうと思うんで

すが、それをどういうふうに表現したらいいのかなということがよく分からない。

例えば、私はよく感じるのは、独立行政法人になったときに、複数のオリジンといいましょうか、出自、いろいろなところから合併した法人が1つの独立行政法人になって、同じように業務が行われて、それが要するに隠れみのだとか、いろいろ批判される、それを独立行政法人になってどのように経営合理化していったかというようなところはチェックすべきなのではないかなという気がする。結果的に財務状況なんかにあられる部分もあるんでしょうけれども、それが往々にして中期目標なんかに書かれていないものだから、経営の重要性というものをよく言いながら、なかなかチェックはできないということにもどかしさを感じているので、この評価の視点というのはどういう意味かということもかわるんですが、そういうふうな項目は是非考えていったらいいのではないかと、他方でそういうことは中期目標に盛り込んでほしいと思うんですが、中期目標にはこれを盛り込んでほしいというのもなかなか難しい点があるという御説明があったと思うので、そのあたりをちょっと問題意識として申し上げたいと思います。

【富田分科会長】       どうぞ、事務局。

【白岩評価監視官】       今のは委員の先生の御意見でございますので、委員会としてのあれであれば、足していただきますが、事務局としては全く同感でありまして、実は過去、幾つかのワーキングでその趣旨のことと同じような問題意識が提起されておるように私は理解しています。私が岡本先生の意見を正確に理解していればの話ですが。

そういう意味でいいますと、独立行政法人はそれぞれ目標も違いますし、業務の内容も違う、そこで、いろいろな目標もあるし、その場合の評価も、当然、何をねらうのかということはいろいろな可能性があり得るんだろうとっております。しかしながら、今、岡本先生がおっしゃったような考え方自体は共通するんじゃないかと、この部分が欠けているのが先生方から御指摘された部分ではなかろうかということで、その後、思い切って3つに整理してはどうかとっております。つまり、法人の業務に係る政策目的を踏まえて、その業績を評価しているか、つまり目的意識です。それから、あくまで評価に対しての評価をこちらでしていただくものですから、評価に際しては、効率性、生産性等の向上による業績増進やサービスの質の向上ということを目指してやっているかと、単に数値を比較しているのではなくて、それを目的意識を持つんじゃないかと、それでさらに、もちろん評価のもう1つの要素として、国民に対してその内容をしっかり説明していくことがあるんでしょうと、ここまではあるんじゃないかと考えているわけでありまして。その上で、そ



ういった問題意識を常に持って評価するというのがこの委員会のスタンスであったんだろうなと考えて、そのようなことを基本的な視点のところに書いて、そして個別の、例えば財務であるとか、政府方針であるとかの評価の際には、それが根底に流れているという考え方でいくのではないかと思います。それで基本的視点というものを設けたわけであり

ます。

その上で、さらに、その府省評価委員会の評価そのものが、法人の業績の向上にどのように役立っているかということが評価されなければならない、ここが1次評価と少し違う点だと思いますが、そのこのところを基本的な考え方で整理した上で、具体的な関心事項として個別の視点を以下に列挙する形をとらせていただければどうか。そうすると、今度は基本的な視点について、具体的な取組をどうしようかということで、例えば目標の中に目的意識みたいなものを書けないかみたいな議論を今、岡本先生はおっしゃったんだと私は理解しておりますが、例えば新中期目標の初年度に当たる独立行政法人については、目標と目標に係る業務、政策目的との関係、そういうものを分析した上で評価してもらえないか、何をどう改善しなきゃいけないとか、そういったことをやっていくんじゃないかというような、例えば今年はどういうことに取り組みもうという形で、そこに脚光を当てて取り組むということがあるのではないかと考えておる次第であります。

【富田分科会長】 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。どうぞ、梶川委員。

【梶川臨時委員】 ワーキングの時もちよっとお話ししたんですが、今回の組替えの中で、内部統制というテーマがその他から少し格上げされたような感じがするのでございます。今まさに白岩監視官がおっしゃった評価というものの目的論と内部統制という概念をどこまで広義にとらえるかにもよるのでございますが、これは密接な関係のある非常に大きなテーマで、まさに内部統制を広義にとらえますと、今の評価というものの目的論にかなり沿う形が法人の中に自立的に組み込まれているかということ自身がまさに内部統制であるとも思いますので、是非この辺、重点的な御議論を深めていただければと思います。

また、ここにおられる鈴木先生をはじめ、山本先生等、本当にこの分野では多分、第一人者でいらっしゃる先生が集まっておられるわけでございますので、今、営利企業での内部統制というような議論は大分進んでおりますけれども、こういう政府系、また非営利的な組織での内部統制というものはかなり範囲が広く発想できる分野であると思いますので、営利企業での内部統制の御専門の先生なども含めまして、何か新しい概念を構築していただけると、評価であったり、また監査であったり、そして法人の内部統制の組織というの

は非常に有機的なつながりになってこられると、新しいというか、有効なテーマになっていくのではないかと思うので、あえてここで発言させていただきました。

【富田分科会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【白岩評価監視官】 事務局としても、後で御報告いたしますが、積極的に勉強させていただいた上で、先生方の御助力を賜りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

いずれにせよ、今日ここでお示したものというのはこれで決めようということではないので、できれば先生方にこの場以外のところでも意見をもらえるような形で、分科会長、よろしく願いできればと思うのですが。

【富田分科会長】 はい。

それでは、今もお話がありましたように、この評価の視点につきましては、今日の皆様の御意見も踏まえて、引き続きいろいろな場で検討を進めまして、次回の分科会において案をお諮りするということにしたいと思えます。

さて、当分科会におきます5つのワーキンググループの体制も、随分長い間、続けてきております。これは担当法人についての知見の集積といったことから望ましいわけですが、一方で、同じ見方が続くことによりまして、問題意識が固定化するという懸念もございます。先日、委員の改選が行われ、政策評価・独立行政法人評価委員会も第5期となりましたし、当分科会の今年度の業務実績評価の活動も年度内に一段落いたします。そこでこの際、現在のワーキンググループの体制について、担当法人は基本的に変えずに、メンバーの入替えをしてはどうかと考えておりますが、皆様の御意見を伺えればと思えます。

事務局に聞きますけれども、ワーキンググループの体制の見直しは、これまでどのようにやってきたかということをお説明ください。

【菅原評価監視官】 過去には平成16年に、それまで3ワーキング体制だったものを、5ワーキング体制に変更した際と、それから19年にワーキング担当府省を一部変更した際に、それぞれ先生方に所属希望を伺わせていただいております。具体的に申しますと、所属を希望するワーキンググループを第2希望までと、それからお立場上、所属することが好ましくないワーキンググループ、例えば府省の評価委員会と兼務されている場合などが典型例でございますけれども、こういうものについてそれぞれお伺いいたしまして、最終的には分科会長と御相談の上で決定するというようなことにいたしてございます。

【富田分科会長】 このワーキンググループの見直しにつきまして、御質問、御意見等がございましたら。どうぞ、樫谷委員。

【樫谷委員】 分科会長がおっしゃったように、ワーキンググループのメンバーを替えて、新しい目で見るということは大賛成でございます。ただ、全部替えてしまって、そっくり替えてしまっていいのかどうかということもあるので、メンバーの配置には、是非分科会長の御配慮をいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

【富田分科会長】 ほかにいかがでございましょうか。

それでは、ワーキンググループ体制の見直しにつきましては、ただいまの御意見も踏まえながら、事務局を通じて具体的な御相談をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、事務局より何点か報告がございします。

【菅原評価監視官】 事務局から幾つか御報告をいたします。

まず1つ目は、国立大学法人の事務事業の見直しについてでございますけれども、国立大学法人ワーキンググループを開催いたしまして、2月5日に国立大学評価委員会、文科省で決定された見直しの視点というものがございしますので、その場でこれを基に文科省からヒアリングを実施することといたしておりますので、まずその御報告がございします。

次に、ただいまちょっとお話がございましたけれども、独法における内部統制につきまして、事務局としても今後研究をしてみたいと考えておりますが、その一貫として、樫谷先生の御紹介によりまして、公認会計士の大久保先生を講師といたしました事務局の勉強会というものを開催することといたしておりますので、御報告をいたします。なお、会場には若干余裕がございしますので、先生方に聴講していただくことも可能でございします。もし関心があるという方がいらっしゃいましたら、会場の準備の都合もございしますので、事務局まで御連絡いただければ幸いですと考えております。

次に、この分科会の資料の公表につきまして不適切な取り扱いがございましたので、その御報告をいたしますとともに、事務局としておわび申し上げる次第でございします。

業績勘案率の審議資料をホームページに掲載する際に、個人名が載っているところにつきましては黒塗りをするという取扱いにこれまでいたしておりました。しかしながら、この黒塗りの部分が上から隠してあっただけなんですけれども、ドラッグするとこれが外れて、もとのデータが見られるというような、そういう処理になっていたものが3件、それから、非常にお恥ずかしい話でございしますが、手書きで消していた時代のもので消し忘れ

があるものが2件、これはいずれも17年度から18年度にかけてでございましたけれども、以上5件あることが判明いたしました次第でございます。

個人名が出てしまったということがどういう影響があるのかということでございますけれども、そもそも独法役員の退職金につきましては、閣議決定におきまして、法人及び主務大臣が決定に至った事由とともに公表することとされております。それで、役職名、在職期間、業績勘案率、退職金支給額が公表されております。また、個人名を伏せたといいたしましても、役職名とか在職期間から個人を特定すること自体は可能となっておりますし、現に個人名を隠さずに資料を公表しているという府省の評価委員会もでございます。したがって、当委員会が本来漏れてはいけない個人情報を漏らしたというような性格のものではございませんけれども、より慎重を期する観点から、個人名を公表しないというこれまでの取扱いが徹底されていなかったことは不適切でございますので、本人を含む関係者に連絡し、謝罪を行うことといたしております。

今後はこのようなことがないように、再発防止を徹底してまいりたいと存じます。

最後に次回の日程でございますけれども、今回は3月30日の10時から、分科会と委員会を開催いたしまして、本日御議論いただきました業務実績に関する評価の視点などについて、可能であれば決定をしていただきたいと思いますと考えてございます。

以上です。

**【富田分科会長】** ただいまの事務局の報告につきまして、御質問などがございましたら、どなたからでもお願いします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今日は以上をもちまして、政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会を終了いたします。本日は御多用の中、御出席を賜りまして、ありがとうございました。

—了—